

○鳥羽志勢広域連合建設工事執行規則

〔平成13年8月21日
規則第8号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合が行う建設工事について、その執行方法及び鳥羽志勢広域連合会計規則（平成12年鳥羽志勢広域連合規則第1号。以下「会計規則」という。）の特例を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、「工事」とは建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。

（工事の執行方法）

第3条 工事の執行は、請負又は直営による。ただし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。ただし、この場合においてもその一部を請負に付することができる。

- (1) 工事の目的又は性質により請負に付することが適当でないと認めるとき。
- (2) 緊急の必要により請負に付する暇がないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、請負に付することが適当でないと認めるとき。

3 直営工事の執行については、別に定める。

（契約書及び請書の添付書類）

第4条 広域連合長又はその委任を受けて契約事務を担当する者（以下「契約担当者」という。）は、契約書を作成する場合には、契約書に仕様書（現場説明書等を含む。以下同じ。）及び図面を添付しなければならない。

2 契約担当者が会計規則の規定により請書を作成させる場合には、必要に応じ仕様書及び図面を添付させなければならない。

3 前2項の仕様書には、労務者の数及び費用の内訳を記載することを要しない。

（契約保証金の納付の特例）

第5条 契約担当者は、工事の請負契約（変更請書による契約を含む。）を締結する場合において特に必要があると認めるときは、会計規則に規定する契約保証金に代えて工事履行保証契約（補償金額が請負代金額の10分の3以上の額のものであり、かつ、かし担保特約を付したものに限る。）を請負者に締結させることができる。

2 契約担当者は、契約の相手方が前項の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（補則）

第6条 工事の請負又は委託に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。